

「ムーンショット型農林水産研究開発事業」に関する特別約款

令和8年3月16日制定

(委託費の限度額)

第1条 委託業務の委託期間が一事業年度（4月1日から翌年3月31日までの1年間をいう。）を超える契約である場合は、契約期間中の最終年度を除き、乙による委託業務の成果（以下「研究成果」という。）に対する甲の評価結果等を踏まえ、甲は、乙との間で委託費の限度額に係る変更契約を締結することができる。

(契約の変更)

第2条 前条に規定した委託費の限度額に係る変更以外に、研究成果に対する甲の評価結果等を踏まえ、甲が委託業務の期間、目的又は予算額等の見直しが必要であると判断した場合、乙の承諾を得て本契約の内容を変更できるものとする。

(甲の解除権)

第3条 甲は、乙の成果を評価した結果、「ムーンショット型農林水産研究開発事業」（以下「本事業」という。）のプログラムディレクター（以下「プログラムディレクター」という。）の判断や内閣府に設置する戦略推進会議の助言を踏まえ、ポートフォリオを見直す上で終了の必要があると判断した場合、又は「ムーンショット型農林水産研究開発事業」実施要領Ⅲ-I-(2)に定める実現可能性調査（Feasibility Study）として実施するプロジェクトの進捗状況等を踏まえプログラムディレクターが本契約の継続はしないと判断した場合は、本契約の全部又は一部を解除することができる。

(相殺)

第4条 甲は、本契約に基づいて生じた乙代表機関に対する金銭債権があるときは、当該金銭債権が弁済期にあるかどうかを問わず、いつでも当該金銭債権と乙代表機関へ支払うべき金銭債務とを対当額で相殺することができる。

(用語の定義)

第5条 本約款において「バックグラウンド知的財産」とは、乙構成員が委託業務の開始前から保有していた特許権等及び委託業務開始後に委託費によらずに取得した特許権その他の知的財産権をいう。

2 本約款において「フォアグラウンド知的財産」とは、委託業務によって発生した特許権その他の知的財産権をいう。

(知財委員会等)

第6条 甲に設置される知財委員会は、プログラムディレクター、プロジェクトマネージャー、関係府省及び有識者等から構成され特許権等の方針決定を行うとともに、特許権等の

取扱いに関して、委託業務の推進に支障を及ぼすおそれがある場合には、知財委員会において調整して合理的な解決策を得るものとする。

- 2 乙に設置される知財運営委員会は、プロジェクトマネージャー、乙構成員により構成され、権利化等の方針、実施許諾に関する調整のほか、必要な事項を審議する。

(バックグラウンド知的財産の共有、実施許諾)

第7条 乙構成員は、委託業務を遂行する目的に限定して、委託業務を開始し遂行するために必要となる乙構成員のバックグラウンド知的財産（本条においては著作権及び営業機密を除く。）を相互に開示するとともに、委託期間中は、当該バックグラウンド知的財産の保有者が定める条件に従い、当該バックグラウンド知的財産を乙構成員間で実施許諾するように努めるものとする。

- 2 乙構成員のバックグラウンド知的財産が本事業の研究に携わる他のコンソーシアムが進める委託研究に有用であるとプログラムディレクター又は知財委員会が判断する場合には、当該バックグラウンド知的財産の保有者である乙構成員は、委託期間中は、当該バックグラウンド知的財産に係る情報を他のコンソーシアムに属する構成員との間で共有するとともに、当該バックグラウンド知的財産の実施を必要とする他のコンソーシアムに属する構成員に対して、実施許諾の条件を設定して、当該バックグラウンド知的財産を実施許諾するように努めるものとする。

- 3 委託期間終了後に委託業務で得られたフォアグラウンド知的財産を利用するに際して、他の乙構成員が有するバックグラウンド知的財産の使用が不可欠である場合は、当該バックグラウンド知的財産の保有者はフォアグラウンド知的財産を利用しようとする者に対して、実施許諾の条件を設定して、当該バックグラウンド知的財産を実施許諾するように努めるものとする。

- 4 バックグラウンド知的財産を実施許諾する際の知的財産権者の対応及び許諾条件が本事業の推進に支障を及ぼすおそれがある場合は、知財運営委員会が調整して合理的な解決策を得るものとする。

(フォアグラウンド知的財産の共有、実施許諾)

第8条 乙構成員は、委託業務を遂行する目的に限定して、委託期間中は、委託業務によって得たフォアグラウンド知的財産（本条においては著作権及び営業機密を除く。）を、当該フォアグラウンド知的財産の保有者が定める条件に従い、相互間で実施許諾するように努めるものとする。

- 2 成果の有効活用を図る観点から、フォアグラウンド知的財産が本事業の研究に携わる他のコンソーシアムが進める委託研究に有用であるとプログラムディレクター又は知財委員会が判断する場合は、当該フォアグラウンド知的財産の保有者である乙構成員は、委託期間中は、当該フォアグラウンド知的財産に係る情報を他のコンソーシアムに属する構成員との間で共有するとともに、当該フォアグラウンド知的財産の実施を必要とする他のコンソーシアムに属する構成員に対して、実施許諾の条件を設定して、当該フォアグラウンド

知的財産を実施許諾するように努めるものとする。この際、当事者間で秘密保持契約等を締結して、フォアグラウンド知的財産に係る情報の漏えいを防ぐ対策を講じることとする。

- 3 フォアグラウンド知的財産を実施許諾する際の知的財産権者の対応及び許諾条件が本事業の推進に支障を及ぼすおそれがある場合は、知財運営委員会が調整して合理的な解決案を得るものとする。

(研究成果の考え方と方針の作成)

第9条 試験研究委託契約共通約款（以下「共通約款」という。）第25条第1項の「生研支援センターにおけるデータマネジメントに係る基本方針（令和4年12月13日生物系特定産業技術研究支援センター）」は、本事業では「生研支援センタームーンショット型研究開発事業におけるデータマネジメントに係る基本方針」と読みかえるものとする。

(研究成果の公表・提供・利用・普及)

第10条 国が進める他の試験研究事業へ研究成果の一部を提供することについてプログラムディレクターがこれを必要であると認める場合は、当該研究成果を有する乙構成員は、当該乙構成員が所属するコンソーシアムの他の乙構成員全員の同意を得て、当該研究成果を必要とする者に当該研究成果を提供することができる。この場合、当該研究成果を提供しようとする乙構成員は、「研究実施内容発表事前（事後）通知書（広報様式1）」を、乙代表機関を通じて甲に対し事前に提出して報告するとともに、当事者間で秘密保持契約等を事前に締結して、フォアグラウンド知的財産に係る情報の漏えいを防ぐ対策を講じることとする。

- 2 乙構成員は、本契約が終了又は中止となった後においても、研究成果を利用又は普及する場合は、本契約に基づいてこれを行うものとする。
- 3 乙代表機関は、委託業務の終了の翌日から5年間は、研究成果の活用状況を甲に対し報告しなければならない。

(特許権等の帰属)

第11条 共通約款第30条第1項の定めにかかわらず、乙構成員が外国研究機関であるときは、研究実施により得られる特許権等は原則甲乙の共有とし、甲と当該乙構成員の持分の合計のうち50%以上は甲に帰属させるものとする。

- 2 共通約款第30条第3項の「国等の委託研究の成果に係る出願である旨」の表示は、以下のとおりとする。

【特許出願、実用新案登録出願又は移行登録出願の記載（願書面【国等の委託研究の成果に係る記載事項】欄に記入）】

「国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構生物系特定産業技術研究支援センター、ムーンショット型農林水産研究開発事業委託研究、産業技術力強化法第17条の適用を受ける〇〇出願」

(収入が生じた場合の報告等)

第12条 本事業では、共通約款第39条(収入が生じた場合の報告等)は適用しない。

(特約)

第13条 委託業務開始日の属する事業年度の翌事業年度以降において、以下の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合、甲は、委託費の上限額の減額又は委託業務の中止を行うことができる。この場合、委託費の上限額の減額又は委託業務の中止によって乙に損害が生じても甲は一切の責任を負わないこととする。

一 独立行政法人通則法(平成11年7月16日法律第103号。以下「通則法」という。)

第35条の4の規定に基づき定められた中長期目標の期間終了時における事業評価において、国が予算停止措置等の判断をした場合

二 本事業に対する国から甲への予算措置が縮減又は停止された場合

(中長期計画を越える契約の効力)

第14条 通則法に定める甲の中長期計画における最終年度の翌年度以降の期間に係る本契約の効力は、通則法第35条の5の規定に基づき、甲の次期中長期計画が農林水産大臣及び財務大臣の認可を受けることを条件として生ずるものとする。

附 則

この特別約款は令和8年3月16日より施行する。